

Title	金融問題「先送り」の政治行政過程（三）：一九九〇年代前半におけるアクターの認識と行動
Author(s)	上川, 龍之進
Citation	阪大法学. 2006, 55(6), p. 79-118
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54878
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

金融問題「先送り」の政治行政過程（三）

——一九九〇年代前半におけるアクターの認識と行動——

上川龍之進

目次

- 第一章 はじめに
- 第二章 一九九〇年代前半における金融政治行政過程
 - 第一節 バブル崩壊による中小金融機関の経営悪化
 - 第二節 証券会社と信託銀行の損失補填問題
 - 第三節 東邦相銀救済合併・東洋信金解体処理・太平洋銀行救済
 - 第四節 金融制度改革と証券会社・信託銀行の経営問題（以上、五五卷 五号）
 - 第五節 日本住宅金融第一次再建策
 - 第六節 一九九二年における公的資金論議
 - 第七節 兵庫銀行の救済
 - 第八節 日本住宅金融第二次再建策（以上、五五卷五号）
 - 第九節 日本銀行による抜本的対応策の実施要請

第一〇節 一九九三年から一九九四年にかけての公的資金論議

第一一節 東北三銀行の合併構想とその失敗

第一二節 東京三信組の破綻と東京共同銀行の設立

第一三節 コスモ信組・木津信組・兵庫銀行の経営破綻（以上、本号）

第一四節 一九九五年における公的資金論議

第一五節 住専処理

第三章 分析——アクターの認識と行動——

第一節 大蔵省

第二節 銀行経営者

第三節 政治家

第四節 産業界

第五節 日本銀行

第四章 結論

第二章 一九九〇年代前半における金融政治行政過程

第九節 日本銀行による抜本的対応策の実施要請

日本銀行が一九九〇年代前半に大蔵省に対して、金融機関の破綻処理枠組みの整備と公的資金の投入を求めたことは、多くの文献によって示されている。『朝日新聞』二〇〇二年一月一七日付朝刊によると、一九九二年初めの日本銀行幹部会議で三重野康総裁は、前年末の公定歩合引き下げの理由が銀行支援にあったことを明かした。その上で、日本銀行が金融機関に申告させ、初めてまとめた不良債権の実態を記した「対外秘」の資料が配られた。

という。そこには、延滞債権が金融機関本体で一四兆円、ノンバンクで一五兆円の計二九兆円に上ること、長期信用銀行、信託銀行、第二地方銀行、信用金庫はかなり厳しい状況にあり、個別に目を離せないことが記されており、「予想を上回る」不良債権に、日銀は青くなつた^①という。

日本経済新聞社編『銀行不倒神話の崩壊』によると、一九九二年四月二日の日本銀行支店長会議の場で日本銀行首脳は、「われわれは戦後初めて、通貨価値の安定と信用秩序維持という日本銀行の二大使命に対して、同時に二正面作戦で臨まなければならない局面にきている」と事態の深刻さを強調した^②という。

山脇岳志によると、一九九二年夏の時点で、すでに日本銀行は多数の信用組合が経営危機に陥っている状況を把握し、役員集会の議題にかけていた。その上で、大蔵省に対し、財政資金を投入して処理を急ぐよう働きかけたという。また経営不振の銀行や信用金庫についても、自力再建は難しいとみて、破綻処理を急ぐよう働きかけたケースもあるという。さらに住専処理でも、日本銀行信用機構局は大蔵省が考えた金利減免策ではなく、住専を清算した上で、債権回収機関を設けて不良債権を分離し、必要なら財政資金も投入する^③とした処理策を内部で検討していたという。

西野智彦によると、一九九二年八月五日に福井俊彦日本銀行理事は寺村信行銀行局長と極秘に会談した。その際に福井は、金融機関が抱える不良債権が四十数兆円に上り、不動産価格の上昇を期待した対応は無理であるとし、一刻も早く損失処理を進めていく必要があると語つた^④という。

『日本経済新聞』一九九五年一月二八日付朝刊によると、九二年秋の時点で、当時の日本銀行営業局長は、赤字決算に踏み切るよう大手銀行に勧めていたという。赤字決算にすると課税所得も赤字となり税金が免除されるため、その税金分を不良債権の償却に回すべきだと考えたからであった。しかし、大手銀行が赤字決算に踏み切るのは、

九五年になってからである。⁽⁵⁾

日本経済新聞社編『金融迷走の10年』によると、一九九二年一月一〇日付の日本銀行金融研究所の極秘書類には、昭和銀行設立の経緯が詳細に記されていたという。⁽⁶⁾ さらに同書によると、九二年二月に日本銀行では三重野総裁以下、主要な理事・局長クラスが集まり、住専処理計画を検討したという。処理計画は総裁らの了承の下、理事の小島邦夫、信用機構局長の本間忠世、同局信用機構課長の白川方明らによって練り上げられたもので、「住専八社を一社に集約、事実上、清算する」、「清算に伴う損失について、住専の設立に関与した銀行（母体行）は債権全額、その他金融機関は貸出額に応じて損失を案分する修正母体行方式で処理する」、「自己資本が不足する農林系金融機関など一部の金融機関に対し、公的資金を投入してシステムの安定を図る」というものだった。この頃、日本銀行は、邦銀の不良債権が最大で五〇兆円に達するとの試算をまとめており、金融システム不安が景気に与える悪影響を強く警戒していた。しかし、大蔵省は公的資金の投入に消極的であった。そこで日本銀行は、住専処理なら突破口にできるのではないかと考えたのである。白川らは、大蔵省銀行局中小金融課長の埴崎敏之、金融会社室長の浜田恵造らと折衝した。しかし彼らは、「公的資金なんてそんな簡単に出せるわけないだろう。日銀ともあろうものが、こんな非現実的なことを考えてどうする」と、この計画の実施を拒否したという。⁽⁷⁾

西野智彦も、一九九二年二月に日本銀行が公的資金投入を含めた住専処理の実施を大蔵省に求めたとしている。二五日には小島邦夫が寺村に、この案を示した。しかし銀行局は、公的資金の導入は適当でないと日本銀行の提案を拒否したという。⁽⁸⁾

日本経済新聞社編『検証バブル 犯意なき過ち』によると、一九九三年五月に日本銀行の役員集会で、金融機関の不良債権額が最大五〇兆円に達し、二二一の信用金庫と六一の信用組合が債務超過にあるとの試算が報告された

いう。またその資料には、金融システム危機の打開策として、「銀行への公的資金の注入」と「破綻銀行の受け皿金融機関の設立」が記されていた。前者は、不良債権によって銀行の自己資本が実質的に目減りしていることに対する措置であり、後者は、従来のように体力のある金融機関に弱い金融機関を合併させる政策が限界に達しているとの認識に基づき、破綻処理を円滑に進めるための施策だった。三重野は、「金融システム立て直しには抜本策が必要だ。大蔵省に政策の実現を働きかけよう」と語り、役員集会ではこの資料を「日銀提案」とすることが決定された。そこで五月下旬以降、本間や白川は、この提案を「政府の政策に反映してほしい」と、大蔵省銀行局の福田誠、北村蔵治、埴崎敏之、村木利雄らに提案した。しかし大蔵省側は、「地価がずっと下落するなんてことが本当に起こりましかねえ」と、この提案のシミュレーションに疑念を示した。銀行局幹部は、「銀行に公的資金を入れるには機が熟していない」というのが持論であった寺村に、日本銀行の提案を説明しようとはしなかった。そこで銀行局総務課補佐として出向中だった日本銀行の若手幹部が、寺村に日本銀行の提案を説明した。しかし寺村は、「うーん、どうかな。難しいなあ」と、多くを語らなかったという。結局、この提案が実施されることはなかった。

『金融迷走の10年』には、一九九三年五月の役員集会の資料であったと思われる、九三年五月二三日付の日本銀行の機密ペーパー「現下の金融システム問題への対応について」が掲載されている。その文書では、「金融機関、ノンバンク等の抱える不良資産は多額に上る。加えて、証券会社、生保等広義の金融機関の経営悪化問題も存在しており」、「近年における米国のS/L問題、累積債務問題等と比較して、現下のわが国の不良債権問題の方が小さいとは一概には言い切れない」、また「株価は今のところ持直しているが、問題の地価は大都市の商業用地を中心になお相当期間にわたって調整局面を予想する見方が多い」という現状分析がなされている。その上で、「個別問題の処理を進め金融システム問題を解決していくために」、「民間ベースでのリストラ・自己資本調達を最大限模索

するが、それでも自力再建が不可能な金融機関（破綻金融機関）については預金保険の資金援助によって償却原資を供給する。さらに、自己資本が不足する場合には併せて公的な資本注入の途を開く、「都銀等にロス負担を押し付けてもマクロ的な信用仲介機能低下の問題は解決しない」として、公的資金の注入を求めている。さらに、「現在、個別問題の処理を進めていくうえで、受皿機能の不足も大きなネックとなっている」、「例えば、預金保険の資金援助機能の活用に当っては救済金融機関の存在が前提となるが、金融機関はロスの押付け、リスクの存在、異種のカルチャーの抱え込み等の懸念から、救済金融機関となることに強い難色を示している。また、都銀等にロスを押し付けても前述のとおり、マクロ的な信用仲介機能低下の問題は解決しない」として、受け皿金融機関を設置することが必要としている⁽¹⁰⁾。

このように日本銀行は、金融問題の深刻さを正確に認識し、抜本的な対応策を実施しよう大蔵省に要請していたのである。だが、日本銀行の提案が大蔵省に受け入れられることはなかった。

また実際の金融破綻処理においても、日本銀行は一定の見識を示している。大蔵省は金融機関が経営破綻に陥った際には救済合併で対応してきた。そのため破綻金融機関の株主は、株主責任を問われず、むしろ健全金融機関の株主となって得をするという矛盾が生じていた。そして、かねてより経営難が噂されていた釜石信用金庫についても、大蔵省は地元大手の岩手銀行に吸収合併させようと考えた。しかし、岩手銀行は合併に難色を示した。日本銀行は、「株主責任を問うために、釜石信金は清算して、事業だけ岩手銀行などに譲渡すべき」と主張し、結局、事業譲渡方式が採用されることになった⁽¹¹⁾。

釜石信用金庫の清算は一九九三年五月に公表された。岩手銀行を主力に地元の大金融機関が営業権を取得し、預金保険機構が釜石信金の債務超過分約二〇〇億円程度を岩手銀行に贈与するというもので、アメリカの商業銀行の

処理の際に一般的に用いられるP & Aを模したやり方であった。この方式について『日本経済新聞』は、以下のような評価をしている。すなわち、救済合併方式は救済する金融機関に大きな負担がかかることから、東洋信金の解体・整理の過程で限界が見えていた。「いわゆる『護送船団方式』が、大手銀行を含めた金融機関を甘やかし、経営の規律を失わせたことは、バブル期以降の数々の不祥事が証明している。『金融機関経営にも市場原理を』というのが時代の流れである。不良金融機関はつぶれざるをえないというメカニズムが必要だ」。今回のように、金融機関の閉鎖・清算を前提にした処理方式の採用は、最悪の場合でも大手による吸収合併を図るこれまでの金融行政の脱皮を意味しよう¹²⁾。もっとも出資証券の額面分は、全国信用金庫連合会が補填して出資者に返還することにしたため、「株主責任」の問い方は中途半端なものに終わった¹³⁾。

しかしながら、この釜石信金への対応からしても、日本銀行は従来の救済合併方式だけで金融問題を乗り切ることはできず、何らかの新しい対応が必要だと考えていたことは明らかである¹⁴⁾。したがって、日本銀行は抜本的な金融問題の処理策を提案していたものの、大蔵省に拒絶されたために実施できず、結果として先送り策に加担せざるを得なかったのだと考えられる。

とはいえ日本銀行がどこまで本気で抜本的な対応策を実施しようとしていたのか、疑う声もある。『検証バブル犯意なき過ち』は、「日銀の本間は『総裁や副総裁を動員してでも、政策提言にもっと不退転の決意で臨むべきだった』と今でも悔やむ。確かに本間らは前面に立って大蔵省との交渉に臨んだが、三重野や福井は依然として奥の院に隠れていた。後で問題が大きくなったときに、『いや日銀はすべきことはやっていた』と弁明するためのポーズと皮肉る向きもある¹⁵⁾』と指摘している。

さらにこの時期、日本銀行は秘密裏に大蔵省へ公的資金の投入を求める一方、表立っては金融機関の自助努力を

強調し、公的資金の投入に反対の態度をとり続けることで、公的資金が現実投入されることを、より難しいものとしていたのである。この日本銀行の矛盾した行動については、後に詳しく検討する。

第一〇節 一九九三年から九四年にかけての公的資金論議

加藤紘一は不良債権問題について、「処理を進めれば公的資金の導入が必要になるが、宮沢首相がそれを言い出した92年には経済界が反対した¹⁶⁾と語っている。しかし一九九三年には、それまで公的資金の投入に反対していた産業界から、公的資金の投入を求める声が上がってきたのである。

一九九二年八月に、「公的資金で助けてもらおうというのなら、賃金など経営情報をきちんと公開してもらわなければ、世間は納得しない」と発言して世間の喝采を浴びた日経連会長の永野健は、早くも九三年一月には、「二十兆円から三十兆円と試算される不良債権の処理は金融機関の努力だけでは難しい。たとえば、農協系金融機関には公的資金の投入を考えてどうか。政府・日銀は早く、打開策を示してほしい¹⁷⁾」、「経済のポンプとなる金融システムに不安があれば、減税をしても効果が出ない。公的資金も適宜入れながら、今はまずポンプを直すことが大事だ¹⁸⁾」と発言し、公的資金の投入を政府に促している。

政党からも公的資金投入の声がある。二月三日に自民党は、総合景気対策の柱となる証券・金融活性化策として、郵便貯金、簡易保険、厚生年金など公的資金による株式購入を増やすことや、民間金融機関の整理・統合を推進することに加え、金融機関の不良債権買い取りに公的資金の導入を検討することを政府と日本銀行に求める方針を固めたと報道されている¹⁹⁾。また、社会党や社民連の若手国会議員でつくる政策集団「シリウス」は三月一日に、八兆円の財政投融资資金を原資とした土地保有機構を設立し、金融機関の抱える担保不動産や売込みがあった土地

を政府が実勢価格の八割で買入れ、公園などに活用するという提言を発表した。その提言によると、機構の運営費や財投金利の負担は地価税から捻出するという。⁽²⁰⁾ なお、この提言は菅直人が中心となって作成したものだと思われる。昔は一九九二年一月に出版した自著の中で、すでにこれと同様の提案を行っているからである。⁽²¹⁾

しかし政府は慎重だった。二月五日に公明党の草川昭三議員が衆議院予算委員会で、住専八社に対する都道府県の信用農業協同組合連合会（信連）からの融資残高についての調査資料を明らかにし、「果たして（信連の、引用者注）経営は大丈夫か。公的資金を導入すべきではないか」と質問した。それに対し林義郎大蔵大臣は、「大変厳しい状況だが、金融システムが崩壊しないよう、農協系も含め民間金融機関で話し合っている。自己責任原則が基本で、公的資金の導入は求められるべきではない」と答えた。また、かつては公的資金の投入に積極的な発言を繰り返していた宮沢喜一首相も、「かなり厳しい自己責任になることは避けられないが、国民の皆さんに迷惑をかけることはないと思う」と発言し、公的資金の投入を否定した。⁽²²⁾

その後、政治改革に人々の関心が移り、金融問題の議論はしばらく影を潜める。六月に宮沢内閣不信任案が可決され、衆議院は解散、七月に衆議院選挙が行われ、八月に細川護熙を首班とする連立政権が発足した。細川政権は政治改革を最大の政治課題とし、選挙制度改革に取り組んだ。しかしこの間、地価と株価はともに下落を続け、金融機関の不良債権問題はさらに深刻化していった。

こうした状況下で二人の財界人が細川首相を訪ね、金融部門に公的資金を投入する必要性があると進言した。一月二日には日本興業銀行特別顧問の中山素平が細川を訪ね、「金融システム再構築のために思い切って公的資金を導入すべきだ」という自身の発言が掲載されている本を細川の側近に手渡したという。⁽²³⁾ また一月三〇日には野村證券相談役の田淵節也が細川と会談し、政府は銀行の不良債権問題に対して公的資金の導入などによる解決の道

筋を早期表明する必要があると進言したとい⁽²⁴⁾う。

二人の長老が首相に公的資金の投入を求めた。それでは当の金融界は、公的資金の投入についてどう考えていたのだろうか。『朝日新聞』一月二十九日付夕刊は、株価の急落を契機に、市場から公的資金の導入を求める声が上がってきたことを、次のように報じている。すなわち、二十九日には東証株価が急落し、一時下げ幅が一〇〇〇円を超えた。特に大手都市銀行や信託銀行の一角には売り物が殺到した。これらの多くの銘柄には午前の取引終了時点でも値がつかないという異常事態で、大手証券幹部は、「現政権の景気対策への失望感が、不良債権の処理に手間取る金融機関の経営に対する不安感に集約された形だ」と指摘している。そこで「市場では、大幅な所得税減税をはじめ、本格的な景気対策を求める声が強まっているほか、公表されているよりはるかに巨額にのぼるとされる金融機関の不良債権を償却するために、公的資金をつぎ込むことや、不動産の流動化を進めるなど、『金融システム対策』を要望する動きも始めている」とい⁽²⁵⁾うのである。また『朝日新聞』二月三日付朝刊は、「金融界は、財政投融資資金を原資にした新たな不良債権買い取り機関設立など、公的資金の活用に期待を寄せている」と報じている。二月九日には野村総合研究所が、「本格的な景気回復には、不良債権問題の処理に公的資金を活用するといった抜本的な政策対応ができる政治的リーダーシップが不可欠だ」と記した経済見通しを発表した。⁽²⁷⁾さらに『朝日新聞』二月二十九日付朝刊には、「地方銀行など中小金融機関には『金融機関が設立した共同債権買取機構は事実上、利用できない状態になっている』と公的資金導入を求める声が強⁽²⁸⁾い。買取機構は、不良債権を持ち込んだ金融機関が、機構に買い取り資金を融資する仕組みになっているが、融資する体力がないためだ」とい⁽²⁸⁾う記事も掲載されている。

ところが銀行の経営者たちは、表向きは公的資金の投入に否定的な発言をしている。全国銀行協会（全銀協）会

長の奥田正司第一勧業銀行頭取は、金融システムの不安解消のため、不良債権処理に公的資金を使うべきだという議論について、「あくまでも金融機関の自己責任で解決すべきだ」とし、公的資金は必要ないとの考えを強調している。²⁹ また、全国地方銀行協会会長の田中敬横浜銀行頭取も、「金融機関の自助努力が前提で、公的資金をあてにすべきではない」との見解を表明している。³⁰

とはいえ土地取引の活性化策については、否定的な態度を示してはいない。田中は、「不動産の流動化に公的資金をとの声もあるが、あくまで不動産の回復のための議論で金融機関救済の議論ではない。ただ不動産の流動化は景気の回復にもつながるし、不良債権の処理も進むだろう。国民全体で納得できる案なら結構だと思う」として、不動産の流動化に公的資金を導入することについては前向きに評価している。³¹ また奥田も、「不良債権の処理と不動産の流動化は、切り離して議論すべきだ」と発言している。³²

このことについて『朝日新聞』は、「公的資金に頼れば、あからさまな銀行救済と受け取られ、経営責任追及の呼び水になりかねないとの懸念がある」一方で、「土地取引の活性化を促すことを理由に公的資金を導入するのなら、銀行救済との受け止め方は避けられる」と経営者たちは考えているからだと推測している。³³ 『アエラ』も、「銀行の方から公的支援を求めたら、世論の批判をあびる。ここはじつと口を慎んで、政界での議論がすむのを待とう」、「銀行側はこんな作戦なのだ」と論じている。³⁴ また『日本経済新聞』にも、「少なからぬ銀行経営者は内心、公的資金導入に賛意を示している。だが、『経営責任論につながるのはちょっと……』と口ごもる。『そんな小さな根性でどうする』と」細川に公的資金の導入を進言した「中山は憤るばかりだ」という記事が掲載されている。³⁵

産業界からも公的資金の導入を求める声が出ている。一九九二年に公的資金の投入に強く反対したとされる平岩外四経団連会長も、「土地の流動化のために公的資金を使う時期にきている」と発言している。³⁶ 日経連副会長の諸

井慶秩父セメント会長も、担保不動産を公的資金で買い上げる構想について、「ミニバブルを期待する声もあるが、景気の底割れを防ぐ保険のようなものと考えている。実現しなくても株式市場に対するアナウンスメント効果はある⁽³⁷⁾」と好意的な見解を示している⁽³⁸⁾。

さらに政党も再び公的資金の投入を議論し始めた。さきがけ日本新党の土地政策専門委員会（菅直人委員長）は二月八日、不良債権化して利用されていない土地を公有地として買い上げるための特殊法人「土地買い上げ機構」の創設を提唱した。この機構は、工場跡地や金融機関の担保となっている土地を、財政投融资資金を用いて実勢価格の八〇％程度で買い上げることを目的とするもので、買い上げた土地は自治体などに売却し、都市再開発などに活用するとされている⁽³⁹⁾。また同機構が売買で被る差損は地価税などを財源に補填するとされた⁽⁴⁰⁾。

社会党も一五日に「追加的景気対策の重点」をまとめ、住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社、土地開発公社などが財政投融资資金を活用して、金融機関が保有する不良債権化した土地を先行取得し、有効活用を図る事業を創設するという案を提示した。そこでは、土地の買い上げ価格は実勢価格とし、事業が始まるまでの間は国が金利分を助成するものとされている⁽⁴¹⁾。

野党となった自民党も二四日に、緊急総合景気対策をまとめた。そこには、公共施設や住宅用の土地を確保するために公的資金を用いた「新土地利用機構」を創設することが盛り込まれた⁽⁴²⁾。

これに対して新生党も一八日に緊急経済対策を発表した。そこでは地方銀行や信用金庫、信用組合などの中小金融機関向けに不良債権買い取りのための機構を新設し、その資金については、日本銀行が融資するか、財政資金を投入するという案が示されている⁽⁴³⁾。さらに民社党も一九日に、金融機関の不良債権処理促進のため日本銀行の特別融資など公的資金を投入することを盛り込んだ緊急不況対策を発表した⁽⁴⁴⁾。

このように各政党が不良債権処理のために公的資金を投入する方針を打ち出したのに対し、大蔵省と日本銀行は反対の立場を崩さなかった。『朝日新聞』には、金融界が公的資金の活用を期待を寄せていることについて、「大蔵省は『金融機関の損失を公的資金で穴埋めするような形を果たして国民が納得するのか』（銀行局幹部）」と現時点では否定的⁽⁴⁵⁾という記事や、大蔵省銀行局は公的資金の投入について、「いわば金融機関への損失補てんみたいなもので、国民は許さないだろう」と消極的であり、大蔵省内では、「公的資金による安易な救済は、金融機関が着手したリストラ（事業の再構築）の努力を損なう」との反対論が強いという記事が掲載されている。衆議院予算委員会では藤井裕久大蔵大臣が、不良債権の担保不動産の処理について、「金融機関の自己努力で処理するのが基本」と答弁している。また斎藤次郎大蔵事務次官も、さきがけ日本新党の土地買い上げ機関の設置案について、「財投資金は安全、確実、有利な運用が基本。買ったあと土地の処理をどうするかが問題で、実際には難しい話だ」と否定的な見解を示している。⁽⁴⁷⁾このように大蔵省は一貫して公的資金の投入に反対し続けている。

また日本銀行も、大蔵省と「同じ理由で特融に否定的だ」⁽⁴⁸⁾、「現時点では（不良債権処理のための日銀特融について、引用者注）何の検討もしていない」と、金融機関の自助努力を求める従来の方針を崩していない⁽⁴⁹⁾と報じられている。さらに三重野総裁自身が、公的資金の投入を明確に否定する発言を繰り返している。一月三〇日には、関西経済連合会の宇野収会長が、公的資金による金融機関の不良債権流動化を要望したのに対して、「（金融システムの安定は）銀行の自己責任と優良企業への貸し出しを増やすことで達成すべきだ」と答えている⁽⁵⁰⁾。また一二月五日の記者会見では、不良債権の処理に公的資金を活用する構想について、「金融機関は自己責任原則に基づいて最大限の自助努力をすることが大前提だ」、「公的資金の導入を前提とした議論を行うことは適当でない」と語り、「金融機関の自主的なリストラがなされることが前提条件であれば、公的資金の導入も検討課題になるのでは」と

いう質問に対しては、「そういうもの（金融機関の自助努力）がなされれば片づくんじゃないですか」と答えている。⁽⁵¹⁾『朝日新聞』のインタヴューでも三重野は、「不良債権の処理は金融機関が自主的な努力で、というのが大前提です。政策はそれを後押しする形で環境を整備する役で、公的資金の導入を前提にすべきではありません⁽⁵²⁾」と答えている。

しかしながら連立与党は、総合経済対策の一環として土地買い上げ機関を新設しようと動いた。一九九三年暮れには連立各党の土地問題担当者をメンバーとした土地・住宅プロジェクトチームが発足し、年明けから協議を始めた。「その中で、最終案のたたき台として浮上したのが、特殊法人『土地買い上げ機関』を設立し、財政投融资資金で金融機関の担保になっている土地などを、実勢価格の八割程度で買い取り、保有コストや売却損が出た場合は公的資金で補うというものだった」。しかし公明党関係者が、「金融機関を助けるために公的資金を出すということでは世論の納得を得られない」と反対した。またオブザーバーとして参加していた大蔵省の担当者が、「大手銀行では、自主的な不良債権の処理によって、一、二年でめどがつくから、新たな買い上げ機関は不要」と政治家を説得した。その結果、「土地買い上げ機構」の新設構想は当面の経済対策には盛り込まれなかったのである。⁽⁵³⁾

『週刊ダイヤモンド』一九九四年二月五日号によると、大蔵省は、土地買い上げ機関が設立されると、「銀行救済批判が噴出しかねないと懸念し、たいがいの銀行の不良債権処理は自助努力で片がつく、処理できない銀行は合併という手もある、それに、不良債権によって貸し渋りが起こっているのではない、資金需要がないだけで、と抵抗した」という。土地買い取り機関設置構想の中心人物であった菅直人は、「官僚の抵抗が強くて」と嘆いたという。⁽⁵⁴⁾

もっとも、この時期に土地買い上げ機関が設置されていれば金融問題は解決していたのかといえは、それは疑問

である。産業界や政党は、巨額の不良債権によって銀行の信用創造機能が働かず、中小企業へ融資が行われなくなっていることが不況の原因であると考えた。そして不良債権の処理が進まないのは、土地取引が停滞しているからであり、土地の流動化を促進する政策が必要だと考えた。⁽⁵⁵⁾「土地買い上げ機関」の設置は、土地流動化策のひとつだったのである。

しかし『週刊ダイヤモンド』は、土地買い上げ機関を設置しても銀行が救済されない理由を、以下のように説明している。すなわち、「土地神話が終焉し、土地の価値はいずれ値上がりを期待するキャピタルゲイン的発想から、その土地を利用すればどれほどの利益を上げられるかという収益還元法へ変わりつつある。その計算で言えば、都心の商業地はまだ高い。市場原理に則って流動化するなら、仕入れ値は低く抑えられなければならない。必然的に持ち込んだ銀行には多額の売却損、償却が発生する。特に土地が流動化し始めれば、現在の地価は一段と値下がりする可能性が高い。短期的には銀行の不良債権は拡大するのだ」。「そうになると、損失の表面化を嫌って、仮に買取り機関ができてもち込まない銀行も多いだろう。ここは、勝って個別銀行の体力と経営判断の問題だ。償却体力のある大手銀行は、不良債権の処理方法の一つとして利用し、財務を改善していくだろう」。「だが、利益水準も低く、有価証券含み益も小さい中小金融機関には、利用価値がない。現在、不良債権をすべて処理すると債務超過に陥ってしまう銀行は二ケタに上ると見られる。これが、現在の金融システムの最大の不安でもある」。「だから、共同債権買取機構と同じく、土地買い上げ機関を設立しても、銀行間格差を広げる方向に作用すると言っている。救済には役に立たない」というのである。⁽⁵⁶⁾

そもそも連立与党の土地・住宅プロジェクトチームの最終案はさきがけ日本新党案、すなわち菅直人の案が基となったものである。菅は土地買い上げ機構の設立について、次のように語っている。「高齢化社会にそなえて住宅

をつくり、都市改造をすすめるには、自治体が土地を先行取得することが必要だ。その意味で、いまはチャンス。内需拡大につながる」、「銀行の問題もある。この両方を解決するのがこの機構です」⁽⁵⁷⁾。「低金利政策により、銀行は莫大な利益を手にし、見えない公的助成を得ている。片方では未利用の土地を百兆円も抱えて、景気の足を引っ張っている。体力があるから辛抱し、やがて地価は回復すると踏んでいる」、「私の構想はこれを解きほぐし、資産保全が目的で取引されてきた土地を、利用収益を基準に地価が決まる仕組みに変え、流動化させる。その結果、公有地が拡大し、有効活用につながるんです。財投資金をつかい当面、八兆円買入のをめざします」、「新政策により、地価はさらに下落するでしょう。それを覚悟でやらないといけない」⁽⁵⁸⁾。こうした発言からもわかるように、昔自身は銀行救済よりも、自治体が土地を取得し、その土地を有効利用するという点に関心があったと思われる。昔はかねてより土地問題をライフワークとしており、都市における土地の有効利用と自治体による土地取得とを主張していた。自らのかねてからの持論を、金融問題と関連づけることで実現させようとしていたのだと考えられる。

このように、不良債権問題を解決するには不十分なものであるにもかかわらず、産業界や政界からは土地買い上げ機関をつくり、そこに公的資金を導入すべきだと主張されたこと、さらに連立与党内では、銀行救済よりも自治体の土地取得と土地の有効利用に強い関心を抱いていた菅の案が最終案となったことからして、当時の産業界や政界は金融問題の実態を十分には認識できていなかったのだと考えられる。なぜなら産業界や政界は、金融機関の不良債権が景気の回復を阻害しているという認識は持っていたけれども、その不良債権によって金融機関が経営破綻するという事態までは想定しておらず、さらに金融機関の破綻に備えて破綻処理の枠組みを整備する必要があるということまではまったく考慮していなかったからである。

一方、金融問題の深刻さを十分に認識していた金融関係者からは、金融問題を解決するための適切な案が主張さ

れるようになっていた。日本銀行が大蔵省に、受け皿銀行の設置と公的資金の投入を要請していたことはすでに論じた。また一九九三年五月に出版された日本経済新聞社編『銀行不倒神話の崩壊』では、次のような現状分析と提言がなされている。すなわち、「銀行界全体の体力が弱る中で、これまでのように経営破綻銀行を大手行が救済するという従来の手法が限界にきている」。「経営のコンサルタント会社、マッキンゼーのディレクターである安田隆二氏は、競争の激化による利ザヤの低下と不良債権問題で経営の存続が危ぶまれる銀行が、九二年三月決算ベースで全国銀行百五十三行のうち三十四行にのぼると言う」。「これらの金融機関がすべて生き残ったままで、現在の金融危機を乗り越えるのは不可能といってよい」。「政府・日銀が対症療法を繰り返すうちに、資産デフレの圧力が高まり、先送りのコストが増している」。「悪循環に歯止めをかける方法はあるのか。『再建の見込みの立たない金融機関を整理するほかない』。上位都銀の企画担当者は、こう言い切る。米国のように、経営が破綻した金融機関の資産を処分する整理信託公社（RTC）を創設するとともに、預金保険機構を強化して預金者保護を図るのが、その前提になる」。「日本版RTCの設立や公的資金の投入を真剣に考えるべき段階にきている」というのである。⁵⁹

一九九三年八月二〇日の『日経金融新聞』には、農林中金総合研究所が、破綻した中小金融機関の整理、救済方法について日本とアメリカを比較するレポートをまとめたという記事が掲載されている。そのレポートは、S & Lの経営危機に対し、アメリカ政府が巨額の財政資金を投じて金融不安の拡大を防いだ過程を検証し、「わが国でも金融システムの安定性確保のため公的資金導入など従来と異なった整理、救済方策を探る展開が予想される」、「米国が金融システムの不安乗り切りのために取った手法はわが国の中小金融機関にとって学ぶべき点が多い」と指摘しているという。⁶⁰

さらに二月二二日には、経済学者を中心とした提言集団「政策構想フォーラム」が、自力で立ち直れそうにな

い金融機関は、金融当局が「閉鎖命令」を出して早めに救済合併させ、不良債権は専門の公社が公的資金で買い上げ処理するという提言を発表している。「フォーラムの植田和男東大教授らの試算では、九三年三月期決算でみて、都銀・長信銀・信託銀二十一行のうち一行が、株の含み益や自己資本だけでは不良債権を償却しきれない。地銀・第二地銀の百二十九行にいたっては、半分近くがそういう状態だという」。提言は、「八〇年代に金融機関の倒産が相次いだ米国の例を見ても、経営が悪化した金融機関を無理に存続させるほど、必要な公的資金の額が増える」として、金融機関を選別し、早めに整理する必要性を強調している。⁽⁶¹⁾

こうした意見が登場していることから明らかなように、金融界および金融問題に詳しい人々は、金融機関の破綻処理枠組みを整備し、公的資金を投入することが必要だと認識していたと考えられる。しかし、金融問題の深刻さを最もよく知る立場にあった大蔵省と日本銀行は、こうした措置の実施に向けて動くどころか、金融機関の自助努力を強調して公的資金の投入に反対し続けた。大蔵省銀行局などは、「公的資金の導入と云って、だいいち、国民のみなさんが許さないでしょう?」⁽⁶²⁾、「いわば金融機関への損失補てんみたいなもので、国民は許さないだろう」⁽⁶³⁾などと、自ら公的資金の投入を難しくするような発言さえしている。大蔵省は公的資金をどうしても投入したくはなかったのである。

第一一節 東北三銀行の合併構想とその失敗

一九九四年になっても大蔵省は、自力再建困難な金融機関を倒産させずに他の金融機関に救済合併させることで金融システムの安定を図るといやり方に固執していた。二月八日に大蔵省は、「金融機関の不良債権問題についての行政上の指針」を発表している。その指針には、「金融機関の経営を刷新し、抜本的な活性化を図る観点から、

合併等を選択する金融機関に対しては、その円滑な実現のために当局としても可能な限り支援、協力を行う」、「経営上重大な困難に直面した金融機関については、徹底した自助努力を前提に、預金保険機構による合併等への資金援助などを含む適時適切な措置を講じていくものとする」⁽⁶⁴⁾ というように、合併の支援が盛り込まれていた。

そして大蔵省が、この「行政指針」に沿った中小金融機関の生き残り策のモデルケースとして位置付け、後押ししたが、東北地方の第二地銀三行の合併である。四月二〇日に北日本銀行、徳陽シティ銀行、殖産銀行は、一九九五年一月一日に合併して行名を「平成銀行」とすることを正式に発表した。宮城、岩手、山形の三県にまたがる異例の合併で、第二地銀の生き残り策であると同時に、経営不振の徳陽シティ銀行を救済するものと見られた。⁽⁶⁵⁾

この三行合併に対し、北日本銀行の従業員組合や取引先団体は、「多額の不良債権を抱える徳陽シティと合併するメリットはない」との考えから、合併の「白紙撤回」を経営陣に求めた。殖産銀行の従業員組合も、徳陽シティ銀行の不良債権について、「一般に言われているより状況はかなり悪い」と見て、合併に反対した。⁽⁶⁶⁾ 五月下旬には、北日本銀行の役員会で合併撤回が議題に上るのではないかと取りざたされ、大蔵省幹部から同行の杉谷利昭頭取に對して、頻繁に電話がかけられたという。ある北日本銀行の役員は、「三行合併はトップ三人の間で決まったというが、足並みはバラバラ。大蔵省に（合併を）押し付けられたのではとの疑念がどうしても捨て切れなかった」と証言している。⁽⁶⁷⁾ 五月二六日には藤井蔵相が、「3行が合併の意思を示されたことをわれわれは信頼している」と述べるなど、大蔵省は合併を後押しし続けた。しかし六月一八日に北日本銀行は、従業員組合や取引先の強い反対を理由に、三行合併の取り止めを発表した。⁽⁶⁸⁾

この三行合併の失敗を受け、大蔵省の管理下にある兵庫銀行の株が売られた。「三行合併の仕掛け人が大蔵省であることは衆目の一致するところ。その挫折は大蔵主導の銀行救済が限界にきたことを市場に印象づけ、三行合併

とは無縁の銀行株の売りまで誘ってしまったのである」。そのため「三行合併の挫折は、問題行を個別に処理する『合併』で不良債権問題を乗り切ろうとする大蔵省のシナリオが、崩れかけていることを物語っている」⁽⁶⁹⁾。救済合併により金融機関の経営問題を乗り切れることは、もはやどう考えても不可能だったのである。

第二二節 東京二信組の破綻と東京共同銀行の設立

一九九三年七月に日本長期信用銀行は、海外での不動産投資を積極的に行っていたリゾート会社イ・アイ・イー・インターナショナルに対する支援を打ち切り、派遣した人材をすべて引き揚げた。「環太平洋のリゾート王」と呼ばれたイ社の高橋治則社長は東京協和信用組合の理事長も兼ねており、同信組はイ社に多額の融資をしていた。また高橋の「盟友」である鈴木紳介が理事長を務める安全信用組合も、イ社に多額の融資を行っていた。そのため長銀は、大蔵省、日本銀行と十分な事前調整を行った上で、イ社への支援打ち切りを決断した。長銀が支援を打ち切ることイ社グループは半年程度で倒産し、二信組の経営問題も表面化すると考えたからである。⁽⁷⁰⁾この際、大蔵省と日本銀行は二信組の経営危機が表面化することを恐れて、長銀に東京協和への協力預金の継続を求めている。この預金は東京協和が破綻するまで続けられた。⁽⁷¹⁾長銀の支援打ち切りをつかんだ新聞記者が、「二信組はどうなるか」と尋ねると、日本銀行幹部は「大丈夫だ。何か起きれば対応する」と答えたという。⁽⁷²⁾

東京都と大蔵省は翌八月に二信組へ合同検査に入り、一月に指導文書を出した。文書の内容は二信組ともほぼ同じで、融資については、「担保もなく、融資先は多くが赤字企業であり、ペーパーカンパニーとも思われる企業もあるなど、安全性が全く欠如している」と指摘し、また経営については、「理事長の主観的判断で運営されている」と強く批判している。その上で、貸出先の回収計画の策定や長銀との関係、理事長の責任について解答を求め

た。二信組はおびやかな回答しか提出しなかったため、都はそれを受理しなかった。⁽⁷³⁾

二信組は東京都の指導を無視した。資金繰りをつけるため、高金利を売り物に預金を集め、その資金をイ社に回した。一九九三年三月末時点で東京協和信組の資金量は八五〇億円、安全信組は八二二億円だった。しかし九四年夏には、二信組とも資金量は二二〇〇億円に達していた。日本経済新聞社の取材陣は、「ほとんどの信組の資金量の伸びが横這いなのに、この二信組は一・五倍という異常な増え方である。放置し続ければ、破綻したときの国民の負担するコストが高くつくばかりだ」と考え、「いつまで放置するのか」と金融当局を突き上げたという。しかし担当者たちは、「シナリオは言えないが、解体しかない。ただ経営者に自覚がないと」、「早くしないと被害が大きくなるかもしれないが、東京都に責任をとってもらわない」と「口を濁すだけだった」という。⁽⁷⁴⁾大蔵省は先送りが事態を悪化させることを認識しながらも、監督官庁である東京都が動かないことを理由に、二信組の処理に手をつけなかったのである。

二信組を処理できなかった理由としては、預金保険の資金援助額がペイオフ・コストを上限としていたことが挙げられる。従来の救済合併方式もしくは営業譲渡方式では、破綻金融機関を救済する金融機関に、預金保険機構から資金援助を行うことで、破綻金融機関の損失を穴埋めしてきた。しかし、二信組の損失はペイオフ・コストをはるかに上回っていたため、二信組を引き受ける金融機関はなかったのである。もちろん二信組を倒産させ、ペイオフを実施するという選択肢もあった。しかしペイオフが実施されれば、全国で「取り付け騒ぎ」が発生すると大蔵省と日本銀行は考え、ペイオフには踏み切れなかった。⁽⁷⁵⁾つまり、預金保険機構からの資金援助がペイオフ・コストを上限としており、しかも破綻金融機関の受け皿となる機関が設置されていなかったという破綻処理制度の不備が、二信組の乱脈経営を金融当局が黙認する結果を招いたのである。もっとも日本銀行は、一九九三年七月以降も、大

蔵省に対し二信組の処理を急ぐよう働きかけていた。⁽⁷⁶⁾ 日本銀行は二信組のためだけではなく、今後多くの破綻が予想される全国の信用組合を整理・統合するための受け皿銀行を設立し、日本銀行が出資するという提案も行っていたのである。けれども大蔵省は動かなかった。⁽⁷⁷⁾

しかし大蔵省もついに、新方式による金融機関の破綻処理に乗り出す。その転機は西村吉正が銀行局長に就任した一九九四年六月に訪れた。西村は、上がりのポストとされる財政金融研究所長時代の九三年に、「資産価格変動のメカニズムとその経済効果」と題する調査レポートを刊行し、その中で大蔵省の経済政策の失敗を認めるとともに、バブル崩壊後の金融システム安定策を進めるよう、行政に対策の実施を求めている。この西村の銀行局長就任は、経営危機に陥った金融機関の処理を進めるための人事であったと考えられる。⁽⁷⁸⁾ 西村は銀行局長に就任すると、日本の金融機関の経営状況に目を通し、東京二信組に加え、コスモ信用組合や木津信用組合など実質的に破綻している信用組合を早期に処理しようと考え、破綻金融機関を処理するための新機関を設置することにした。⁽⁷⁹⁾

『日本経済新聞』が一九九四年九月一七日付朝刊で、東京都が二信組の経営内容の早期改善指導に乗り出したことを報道したため、大口を中心に預金の流出が始まった。日本銀行も大蔵省も、もう延命は不可能だと判断し、二信組の抜本処理を決断した。⁽⁸⁰⁾ 一〇月二日に三重野は講演で、「困難に陥った金融機関が何らかの方法により姿を消し、株主と経営者が相応の責任を取らされた場合、倒産と呼んでしかるべきであり、日本でも金融機関の倒産はあったというべきである」、「すべての金融機関を破たんから救うのは中央銀行の仕事ではない。個々の金融機関が破たんすべくして破たんすることは健全な金融システムを育成する観点からは、むしろ必要でさえある」と発言している。小島邦夫日本銀行理事(当時)によると、「この発言の狙いは金融機関の『実質的な倒産』が起きる可能性を示すことにあった」のであり、三重野は二信組の処理を念頭に置いていたのだという。しかしながら二信組の

処理後、倒産を容認すると発言しながら二信組を倒産させなかったのはおかしいという、日本銀行からすればまったくの誤解に基づいた批判がなされるようになる。⁽⁸²⁾

一二月九日に、日本銀行と民間金融機関が共同出資して特別銀行を設置し、二信組を吸収することが公表された。二信組の破綻処理の詳細は以下の通りである。すなわち、二信組の貸出債権のうち回収不能額は約一一〇〇億円あり、このうち八〇〇億円を新銀行（行名は一九九五年一月に「東京共同銀行」と決まる）に、残り三〇〇億円を新設する債権回収機関に分配する。新銀行の負担軽減のため、預金保険機構が四〇〇億円を贈与するほか、民間金融機関が低利融資を行う。債権回収機関には都が低利融資を行う。さらに、新銀行の資本金四〇〇億円のうち二〇〇億円は日本銀行が出資し、残りの二〇〇億円を民間金融機関が出資する、というものである。⁽⁸³⁾ 金融機関の破綻処理の際に中央銀行が出資するのは、諸外国にもほとんど例のないやり方であった。⁽⁸⁴⁾ 財政資金が投入されないため、二信組を処理するには日本銀行が出資するほかなかったのである。

この処理策は、日本銀行が、一九六五年の山一證券の救済以来となる、日本銀行法二五条に基づく特別融資を行い、かつ全国の民間金融機関が資金量に応じて出資を行う、いわゆるオールジャパンの「奉加帳方式」で新銀行をつくるという「大仕掛けの処理」であった。この処理方式が本来、預金量二兆円を超える兵庫銀行を想定していたからであり、預金量が二つ合わせても一〇分の一程度であった二信組に適用することには、大蔵省や日本銀行内部にも違和感があったという。しかし、「ペイオフ以外なら、これしかない」（日本銀行幹部）と押し切った。そのため大蔵省や日本銀行内部では、「この仕組みを早く実験しなかったのではないか」という指摘もなされているとい⁽⁸⁵⁾う。後に西村を取材した佐藤章も、「東京共同銀行を考えるこの時の西村の胸中には、東京のコスモ信組、大阪の本津信組があった。そして、東京共同銀行とは関係がないが、神戸の兵庫銀行も処理の対象に含まれていた」と論⁽⁸⁶⁾

じている。しかしながら皮肉にも、「どうしてこんな小さな信組のために」このような「大仕掛けの処理」がなされたのかという違和感から、「だれかの利益のために救済したのでは」という疑念を呼ぶことになる。⁸⁷⁾

この二信組の処理は、金融機関の経営破綻において「株主責任」が初めて問われたものであった。二信組は完全に消滅し、出資金が出資者に戻ることもなかった。⁸⁸⁾金融当局からすればこの二信組処理は、従来の救済合併方式では処理できなかった金融機関の破綻に対応できる新しい破綻処理方式を編み出し、その際に必要とされる受け皿機関を設置することで今後の破綻処理に道筋をつけると同時に、乱脈経営を行っていた金融機関を事実上倒産させるというもので、従来の先送り策から脱却した果敢な処置だと思えた。日本銀行が積極的に関与し、日銀特融まで発動したのも、「それ以上の『先送り策』を防ぐ、という意味があった」⁸⁹⁾ためだという。多くのマスコミも当初は、東京共同銀行の設立は金融システムの安定のためにはやむを得ない措置と評していた。⁹⁰⁾しかし、ある都銀上位行の首脳が語ったように、二信組はあまりにも「筋が悪い」⁹¹⁾金融機関であり、後に大蔵省幹部が、「最良のスキームを最悪の例に適用した」⁹²⁾と嘆くことになる。

二信組にペイオフが適用されなかったのは、ペイオフを実施すると全国の信用金庫で大口預金引き出される恐れがあったからだ。⁹³⁾しかし、高金利で集められた大口預金が二信組の預金全体の八〜九割を占めていたことが明らかになると、二信組処理策に対する世論の批判は高まった。ペイオフが実施されずに救済されるのは、高金利目当ての大口預金者だと認識されたからである。マスコミも「乱脈経営の信組を密室行政で救済した」と、二信組処理を非難するようになった。⁹⁴⁾

これまで大蔵省や日本銀行は、金融機関の自己責任原則を貫き、モラルハザードを防ぐため、預金保険制度を拡充しないという立場をとってきた。しかし、二信組の高金利大口預金の例からして、金融機関の破綻処理枠組みを

整備せずに実質的に経営破綻している金融機関を延命させてきたことがモラルハザードを引き起こしたのは明らかである。つまり、自己責任原則を貫くために預金保険制度を拡充しなかったというのは単なる言い訳に過ぎず、金融当局には金融破綻処理枠組みを作りたくない理由が別にあつたことを示している。

二信組処理の枠組みでは、東京都は債権回収機関に三〇〇億円の低利融資を行うことになっていた。しかし、世論の強い反対を受け、都議会は三〇〇億円の融資を予算案から削除し、新たに財政調整資金に積み立て、その使途は一九九五年四月九日に選ばれる都知事に委ねることにした。ところが都知事選挙では、低利融資に反対するという公約を掲げた青島幸男が勝利し、東京都は支援金を支出しなかつた。⁽⁹⁵⁾

新銀行への出資や資金支援を求められた地方銀行や第二地方銀行からも、「東京都の信組と無関係の地銀が救済資金を出すのはおかしい」、「今後もこうした負担が続くのはかなわない」、「両信組の経営問題と関連の深い東京都や日本長期信用銀行の姿勢はどうなのか」といった不満の声が上がつた。⁽⁹⁶⁾

さらに二信組処理に対しては、閣内からも批判がなされた。一九九四年二月一三日の閣議後の記者会見で橋本龍太郎通産相が、「日銀が表に出ることがよいのか。事前に（大蔵省から）相談を受けたら賛成していない」、「今後、同様の問題が発生した時に同じように（処理）するのか。東京都ほど財政が豊かでない地方自治体の場合、日銀の受け持ち範囲が広がれば、問題が大きくなるのではないか」と発言した。野中広務自治相も閣議後の閣僚懇談会で、「今後、都民の血税や日銀の支援を受ける場合は、厳重な調査を行うべきだ」と発言していた。これに対し武村蔵相が、預金者保護と金融システムの信用維持を考え総合的に判断したことを説明し、理解を求めた。⁽⁹⁷⁾ 閣内からの批判はこれで収まったかに見えた。

しかし、大口預金者が多く存在することが明らかになったこともあり、一九九五年一月一七日の月例経済報告閣

僚会議では、再び二信組処理への批判が噴出した。橋本、野中、そして加藤紘一自民党政調会長らが、大口預金者が保護されることに加え、税金が使われることに都民の納得が得られるのか、また信組側の経営責任がどうなっているのかという三つの問題点を挙げて、二信組処理に疑問を呈したのである。これに対して武村は、「なぜ議論を蒸し返すのか」と不満を示した⁽⁹⁸⁾。これを機に二信組処理は政治問題化していく。

一九九五年二月三日の衆議院予算委員会で野中は、「今度の処理は異常だった」と述べ、三重野前日本銀行総裁（九四年二月に退任）の息子が長銀に勤務していることを指摘した⁽⁹⁹⁾。さらに「高橋氏の所有するマンションに細川内閣当時の閣僚が住んでいた⁽¹⁰⁰⁾」とも発言し、高橋と新進党議員との関係を明らかにした。その後、三重野の長男がかつて勤務していた福岡支店の取締役支店長がイ社の副社長に転向していたことや、三重野が長男と共同購入したマンションを売却したノンバンクがイ社と関係があったことが週刊誌で報じられた。さらには二信組処理の対応で三重野が、武村と竹下登、安全信組の非常勤理事で三幸建設工業社長の四元義隆と四者会談を行っていたという話まで出てきた⁽¹⁰¹⁾。そのため三重野は、国会に参考人招致されることになる。

二月二日の衆議院予算委員会での二信組処理に関する集中審議では、与党である自民党が「野党のお株を奪うような厳しさで、蔵相ら大蔵省幹部を『つるし上げ』た⁽¹⁰²⁾」。自民党内では、統一地方選挙や参議院選挙をにらみ、「二信組問題は新進党をたく格好の材料」との見方が多かった⁽¹⁰³⁾。事実、新進党の山口敏夫と中西啓介は、高橋と密接な関係にあった⁽¹⁰⁴⁾。

さらに自民党が二信組処理を強く批判する理由としては、ポスト村山の有力候補と目された武村をつぶそうという意思もあった。「ある自民党幹部は『これで武村の次期首相候補の目はなくなった』と得意満面だった⁽¹⁰⁵⁾』という⁽¹⁰⁶⁾。しかし、いつまでも連立政権の閣僚を「身内」が責めているわけにもいかなかった。そこで標的とされたのが大

蔵省事務当局である。大蔵省は、細川連立政権時に連立与党、特にその中核にある新生党と緊密なパートナー関係を築いていたため、自民党の恨みを買っていた。⁽¹⁰⁾ しかも三月になると高橋自ら、田谷広明東京税関長や中島義雄主計局次長との親密な交際を週刊誌や証人喚問の場で暴露し、大蔵官僚のスキャンダルに発展した。⁽¹¹⁾ 田谷と中島のスキャンダルは、この後も次々と発覚した。また他の大蔵官僚についても、高橋の側近である窪田邦夫に接待を受けていたこと、さらに銀行や証券会社の大蔵省担当者(MOF担)が日常的に大蔵官僚を接待していたことまで明らかになり、大蔵省の権威は地に墜ちた。⁽¹²⁾ 自民党は世論の大蔵省バッシングに乗じて大蔵省を攻撃し、齋藤次郎事務次官の辞職を要求した。そのため齋藤は早期退任を余儀なくされた。

高橋と大蔵官僚との常軌を逸した関係が明るくなったことで、二信組処理は、大蔵官僚と親しい高橋を救済するためものではなかったのかという疑念が広がった。しかし今となっては、二信組処理が二信組を救済するためものではなかったことは明らかである。二信組は消滅し経営者は退陣、高橋と鈴木はともに背任容疑で逮捕された。高橋は救済してもらえなかったがゆえに、大蔵官僚を逆恨みし、親密な交際関係を暴露したのである。しかしながら、大蔵官僚と乱脈経営を行っていた金融機関経営者との不適切な関係が明るみに出たことで、大蔵省の金融破綻処理は常に疑いの目で見られることとなった。以後、金融機関の破綻処理がなされるたびに、その処理は、破綻金融機関の経営者や大口預金者、さらには借金を返さない悪質な借り手を救済するものではないのかという批判がなされるようになる。

このように自民党は、「武村つぶし」と「新進党たたき」という思惑に加え、大蔵省への怨念を晴らすため、二信組処理を政治問題化した。しかしながら、この自民党の政治家による二信組処理批判は、彼らが金融問題の深刻さを十分に認識していなかったことを示している。二信組処理を非難すればするほど、金融破綻処理それ自体や、

それを実施する大蔵省への疑念は高まり、結果としてこれ以後の金融破綻処理や公的資金の投入に対して世論の支持を得ることがますます難しくなる。それは、今後とも政権を担当し、金融問題の解決のために必要な場合には公的資金の投入を決断しなければならぬと与党としては、好ましい事態ではなかったはずである。しかし自民党は、「武村つぶし」と「新進党攻撃」により短期的な政治利益を得るために、また大蔵省に対する鬱憤を晴らすために、二信組処理を攻撃し、将来に禍根を残すこととなった。つまり、自民党の政治家はこの時点で、今後とも金融機関の破綻処理が行われ、さらには公的資金の投入までもが必要になるということを想定してはいなかったと推測されるのである。

第一三節 コスモ信組・木津信組・兵庫銀行の経営破綻

二信組処理に対する世論の強い批判を背景に、東京都は債権回収機関への低利融資を拒否した。しかし東京都の対応は、信用組合の破綻処理としては、むしろ筋の通らないものであった。信用組合の監督権限を持つのは都道府県であり、これ以前の信用組合の合併・事業譲渡においても、都道府県は支援を行っている。一九九五年に出版された相沢幸悦の著書によると、その時点において一九の都道府県が信用組合の合併や再建のために、低利融資や基金という形式で援助をしており、東京都自身もすでに財政支援を行ったことがあったという⁽¹⁰⁾。そして程度の差はあれ、多くの場合、破綻信用組合においては乱脈経営が行われていたと考えられる。実際に、この後のコスモ信用組合の破綻において、東京都は二信組の時とは矛盾した対応を採らざるを得なくなる。

一九九五年七月二十九日（土曜日）に、毎日新聞が「コスモ信組、自主再建困難」と報じたため、週明けの三十一日（月曜日）にはコスモ信組から大量に預金が流出し、一部では取り付けに近い状況になったという。そこでATM

の利用時間が終了した午後七時に、東京都はコスモ信用組合に業務停止命令を出した。¹¹⁾ 東京都は当初、富士銀行や第一勧業銀行に引き受けを要請したが断られた。そこで東京共同銀行へ譲渡されることとなった。¹²⁾

しかし、コスモの損失額は二五七五億円なのに対し、ペイオフ・コストは一二五〇億円のため、預金保険機構からは一二五〇億円までしか拠出できなかった。そこで預金保険資金では賄えない残額については、コスモ信組が他の金融機関から借り入れていた資金を切り捨てることによって埋め合わせることにした。¹³⁾ そこで金融当局は、コスモ信組の泰道三八理事長の義理の兄弟である泰道直方が社長を務めるエスエス製業に出資しているという理由で、三和、さくら、富士、東海、東洋信託、千葉の六行には債権を全額放棄するよう求めた。エスエス製業はコスモ信組と同族企業といっても、兄弟は経営方針を巡って対立しており、仲はよくなかった。また六行からすれば、出資しているとはいえ、企業から要請されて「安定株主」として資本参加しているケースもあるのだから、それだけの理由で債権を全額放棄させられることには猛烈に反発した。そこで金融当局はまず、融資残高が三和に次いで大きかった三菱信託銀行に、債権の六割カットを土台とし、さらに二割分を低利融資の形で収益支援することを求め、三菱信託の了解を得た。これを受け三和ら六行も、債権六割カットに加え、残り四割分を低利融資の形で収益支援することを了承した。結果として、コスモ信組に融資していた二四金融機関は一律六割の債権を放棄し、さらにエスエスへの出資行と三菱信託が収益支援を行うことになった。¹⁴⁾

このように「関係の深い」金融機関というわかりにくい基準で、貸し手の金融機関に負担をさせたことは問題であった。¹⁵⁾ 二信組処理の際のオールジャパン方式と同様に、金融機関が破綻した際に他の金融機関が被る影響を、邦銀と資金取引をしている海外の投資家にとって計りにくいものとしたからである。こうしたわかりにくい破綻処理のやり方が、夏以降に顕在化するジャパン・プレミアムの一因であったとも考えられる。¹⁶⁾

さらに大蔵省は、コスモ信組の延滞債権の回収促進のために東京都に資金援助を要求し、東京都は資金援助を行った。青島知事は後に、「二信組支援せずは認識不足だった」と都議会で答弁し、公約違反として後々まで非難されることとなった⁽¹⁷⁾。

もつともここで筆者が注目するのは、東京都の対応ではなく、大蔵省の対応である。大蔵省は信用組合が破綻した時には、二信組問題以降、世論が都道府県の資金拠出に強く反対していたにもかかわらず、監督官庁である都道府県に対し、監督責任の一環として資金拠出を求めている。その一方で、大蔵省「自らは財政資金の投入による抜本的な金融危機克服に慎重な姿勢を崩さな」かったのである⁽¹⁸⁾。その上、経営危機に陥っていたコスモ信組について大蔵省は、二信組問題では財政支出を拒否した東京都が責任逃れをしないように、また自らが責任を問われることのないように、手を打っていた。「東京都は九五年四月から七月までコスモ信用組合の検査を行なったが、そのさい、大蔵省に共同検査を申し入れたものの、『人練りがつかない』として大蔵省は拒否した」。「大蔵省は東京協和・安全信組処理の不手際にこりて、コスモ信用組合の破綻を『都の責任』といい張れる下地をつく⁽¹⁹⁾」るため、共同検査を拒否したのだという。西村銀行局長(当時)も、「大蔵省としては、東京二信組の処理に際しては前に出過ぎて、第一次的な監督責任者から肩透かしを食ったとの思いが強かった。そういう意味において、金融システムに責任を持つ立場にとっては大変辛いことなのだが、コスモと木津は青島東京都知事と横山大阪府知事の出方を待たざるを得なかった」と振り返っている⁽²⁰⁾。

さらに大蔵省は、金融不安の連鎖を断ち切るために、経営状態が極度に悪化していた兵庫銀行と木津信用組合との同時決着を図った。一九九五年八月三〇日、大阪府が木津信用組合に業務停止命令を出したのと同時に、大蔵省は兵庫銀行の破綻を発表したのである。武村正義蔵相はこの会見で、「これで個別金融機関の問題はヤマを越えた」

と言いつつ⁽¹²⁾。

ただ同時処理にもかかわらず、兵庫銀行と木津信組の扱いは大きく異なった。兵庫銀行は清算されるものの、新しく発足する「みどり銀行」が受け皿となり、行員は希望すれば、みどり銀行に再就職できた。一方、木津信組は債権回収を整理回収銀行に託して消滅し、職員は一五〇人ほどを除いて解雇された。木津信組の鍵弥実前理事長は私財提供などによる責任負担を迫られた一方、吉田正輝頭取を初めとした兵庫銀行の経営陣は、全員退任したものの、私財を費やしてまで責任を負うことはなかった。この差について金融当局者は、「兵庫銀の預金は五五〇万口座、貸出先は一六〇〇〇件にものほり、地域への密着度はあまりにも高い。兵庫県が震災復興を目指すうえで兵庫銀の役割は欠かせない」と説明している⁽¹²⁾。西村も、「もともと地方銀行と信用組合を比べると、金融システム・地域経済に与える影響という意味では大きな差があった。平常時でさえ地方銀行の破綻が地域経済に与える影響は極めて大きい。ましてや震災後の兵庫経済にとって基幹的な地域金融機関の倒産は、突然の資金供給ストップなどを通じて、他産業の連鎖倒産を発生させるだろう」、「大震災という特殊事情もあったが、兵庫銀行のケースではこのような考え方に立って、一旦銀行を消滅させよう」、「大震災という特殊事情もあったが、兵庫銀行のケースではこのように考え方に立って、一旦銀行を消滅させよう」、「大震災という特殊事情もあったが、兵庫銀行のケースではこのように考え方に立って、一旦銀行を消滅させよう」、「大震災という特殊事情もあったが、兵庫銀行のケースではこのように考え方に立って、一旦銀行を消滅させよう」、「大震災という特殊事情もあったが、兵庫銀行のケースではこのように考え方に立って、一旦銀行を消滅させよう」、「大震災という特殊事情もあったが、兵庫銀行のケースではこのように考え方に立って、一旦銀行を消滅させよう」と述べている⁽¹³⁾。

しかしながら筆者の見るところ、大蔵省が兵庫銀行の受け皿として新銀行を設立することにしたのは、震災復興や地元経済への配慮という目的だけではなく、やはり大蔵省の責任回避という目的もあったと考えられる。花原國吉は、「大蔵省はどうして新銀行の設立にこだわったのか」、「その最たる理由は、自分の息のかかった銀行、すなわち大蔵管理銀行は潰さないことにある」、「当時、兵庫銀行の破綻が表面化したとき、大蔵省は阪神大震災の影響

による経営悪化を特に強調していたが、金融界の中には、兵庫銀行の頭取が大蔵省銀行局長を務めた吉田正輝氏であったことから、『自分の息のかかった銀行は潰さないのか』とする批判が公然と語られていた」と論じている。⁽¹²⁾確かに、もし大蔵省が地域経済への配慮を重視して行動していたとするならば、一九九六年に阪和銀行を清算したことや九七年に北海道拓殖銀行を破綻させたことは説明できない。

そもそも兵庫銀行の破綻処理については、一九九三年春の時点で、東京共同銀行方式を適用することが大蔵省と日本銀行との間で検討されていた⁽¹³⁾。この処理策は兵庫銀行のために温存されていたものの、東京二信組からの預金流出が激しくなったため、急遽、東京二信組に用いざるを得なくなったのである。しかも兵庫銀行の処理においては、東京共同銀行とはやや異なった破綻処理スキームが適用された。東京共同銀行を設立する際の日本銀行の出資が、「国会審議の要らない公的資金導人」と批判されたことから、新銀行の設置にあたっては、日本銀行は信用補完を目的とした劣後ローンの供与にとどめ、できるだけ多くの民間出資を集めて「民間主導」を演出するのが得策だと判断された。そこで大蔵省は銀行や生損保に加え、地元企業にも出資を要請したのである⁽¹⁴⁾。さらに大蔵省は、東京共同銀行の設置の際には、二信組の監督権限を持つ東京都に資金援助を要請したのに、自身が監督権限を持っていた兵庫銀行の受け皿である、みどり銀行の設置の際には、財政資金を投入しようとはしなかった。つまり大蔵省は、自身の監督責任が問われることになる財政資金の投入は行わず、また東京共同銀行の設置の際に受けた批判を考慮した上で、最も批判を受けにくいやり方で兵庫銀行の破綻処理を行おうとしたのである。その際、大蔵省OBに対する経営責任追及を最小限のものにすることも成功した。大蔵省OBの経営責任が追及されると、その背後にいた大蔵省の組織的責任も問われることになる可能性があるため、大蔵省は経営責任を曖昧化する必要があった。

しかもみどり銀行も、「二年もすれば破綻するというのが大方の見方」⁽¹²⁾であった。「当時、預金保険機構からの資金援助は、経営破たんした金融機関が、ペイオフ（預金の払い戻し）を実施したと仮定した場合にかかる費用であるペイオフ・コストの範囲内にする制限があった」。そして「兵庫銀行の場合、預金保険機構で保護される預金の合計額は四千七百三十億円だった。みどり銀行への資金援助はこの規定から、逆算せざるを得なかったのである」⁽¹³⁾。そのため不良債権が十分に処理されないまま、みどり銀行は兵庫銀行の債権を引き継がなければならなかった。すでに一九九五年の時点で、ある大手都市銀行の首脳が「兵庫銀行の不良債権はこんなものじゃないはずだ」、「この数字（兵庫銀行の回収不能債権の額、引用者注）を正しいと思っているのは大蔵省と日銀だけ」と語っている⁽¹⁴⁾。そして実際に、みどり銀行は九八年五月に、兵庫県の第一地銀である阪神銀行に吸収合併されることを発表した。これは事実上の経営破綻であり、みどり銀行の設立が単なる先送り政策に過ぎなかったことを示している。

【付記】本研究は、平成一五―一七年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究（B） 研究課題「日本とアメリカの金融政策と労働政治の比較研究」 課題番号 一五七三〇〇七四）による研究成果の一部である。

- (1) 『朝日新聞』二〇〇二年一月一七日付朝刊。この記事は、朝日新聞経済部『経済漂流』朝日新聞社、二〇〇三年、二二八―三三三頁、に採録。
- (2) 日本経済新聞社編『銀行不倒神話の崩壊』日本経済新聞社、一九九三年、四四頁。
- (3) 山脇岳志『日本銀行の真実―さまよえる通貨の番人』ダイヤモンド社、一九九八年、一三三―一三四頁。
- (4) 西野智彦『検証 経済暗雲―なぜ先送りするのか』岩波書店、二〇〇三年、一八一―一九頁。
- (5) 『日本経済新聞』一九九五年一月二八日付朝刊。
- (6) 日本経済新聞社編『金融迷走の10年―危機はなぜ防げなかったのか』日本経済新聞社、二〇〇〇年、一〇二頁。

- (7) 日本経済新聞社編、前掲『金融迷走の10年』、四一―四二頁。
- (8) 西野智彦、前掲『検証 経済暗雲』、七一―七三頁。
- (9) 日本経済新聞社編『検証バブル 犯意なき過ち』日本経済新聞社、二〇〇〇年、九五―九九頁。なお、この件については、西野智彦、前掲『検証 経済暗雲』、九二―九五頁、にも描写されている。
- (10) 日本経済新聞社編、前掲『金融迷走の10年』、二六―三一頁。一九九三年五月の役員集会の資料がこのペーパーであったということは、西野智彦、前掲『検証 経済暗雲』、九二―九四頁、を読めば理解できる。
- (11) 山脇岳志、前掲『日本銀行の真実』、一三九頁。また釜石信金の処理の経緯については、西野智彦、前掲『検証 経済暗雲』、八二―八四、八八―九三頁、も詳しい。
- (12) 『日本経済新聞』一九九三年五月二六日付朝刊。
- (13) 山脇岳志、前掲『日本銀行の真実』、一三九頁。
- (14) 実際に日本銀行の幹部は、「同じ処理方法を繰り返すのではなく、少しずつでもいいから、処理スキームを「進化」させなければならない」と証言している。西野智彦、前掲『検証 経済暗雲』、八九頁。
- (15) 日本経済新聞社編、前掲『検証バブル 犯意なき過ち』、一〇〇頁。
- (16) 『朝日新聞』二〇〇二年一月六日付朝刊。このインタヴューは、朝日新聞経済部、前掲『経済漂流』、一三四―一三六頁、に採録。
- (17) 『朝日新聞』一九九三年一月二六日付朝刊。
- (18) 『日本経済新聞』一九九三年一月三〇日付朝刊。
- (19) 『朝日新聞』一九九三年二月四日付朝刊。
- (20) 『朝日新聞』一九九三年三月二日付朝刊。
- (21) 菅直人『国会論争『土地政策』新評論』、一九九二年、三五―三三三頁。
- (22) 『朝日新聞』一九九三年二月六日付朝刊。
- (23) 『日本経済新聞』一九九四年三月三日付朝刊。
- (24) 『日本経済新聞』一九九三年二月四日付朝刊。

- (25) 『朝日新聞』一九九三年一月二九日付夕刊。
- (26) 『朝日新聞』一九九三年二月三日付夕刊。
- (27) 『朝日新聞』一九九三年二月一〇日付朝刊。
- (28) 『朝日新聞』一九九三年二月二九日付朝刊。
- (29) 『朝日新聞』一九九三年二月八日付朝刊。
- (30) 『日経金融新聞』一九九四年一月二〇日付。
- (31) 『日経金融新聞』一九九四年一月二〇日付。
- (32) 『朝日新聞』一九九三年二月二九日付朝刊。
- (33) 『朝日新聞』一九九三年二月二九日付朝刊。
- (34) 『アエラ』一九九四年一月三日号。
- (35) 『日本経済新聞』一九九四年三月三日付朝刊。
- (36) 『朝日新聞』一九九三年二月二九日付朝刊。
- (37) 『朝日新聞』一九九三年二月二三日付朝刊。
- (38) もっとも、公的資金の投入に反対する意見もあった。経済同友会の速水優代表幹事は、金融機関の不良債権処理への公的資金の導入について、「金融機関はまず、人員を減らしたり、配当の横並びをやめたり、自助努力をすべきだ。まだ、入れるべきではない」と発言している。『朝日新聞』一九九三年二月一八日付朝刊。
- (39) 『朝日新聞』一九九三年二月九日付朝刊。
- (40) 『朝日新聞』一九九三年二月二九日付朝刊。
- (41) 『朝日新聞』一九九三年二月一五日付夕刊。
- (42) 『朝日新聞』一九九三年二月二五日付朝刊。
- (43) 『朝日新聞』一九九三年二月二九日付朝刊。
- (44) 『日本経済新聞』一九九三年二月三〇日付朝刊。
- (45) 『朝日新聞』一九九三年二月三日付朝刊。

- (46) 『朝日新聞』一九九三年二月二九日付朝刊。
 (47) 『朝日新聞』一九九三年二月一〇日付朝刊。
 (48) 『朝日新聞』一九九三年二月二九日付朝刊。
 (49) 『朝日新聞』一九九三年二月二八日付朝刊。
 (50) 『日本経済新聞』一九九三年二月一日付地方経済面。
 (51) 『日経金融新聞』一九九三年二月一六日付。
 (52) 『朝日新聞』一九九四年一月一日付朝刊。
 (53) 『朝日新聞』一九九四年一月二〇日付朝刊。
 (54) 湯谷昇羊・辻広雅文『ドキュメント住専崩壊』ダイヤモンド社、一九九六年、七六―七九頁。
 (55) 『朝日新聞』一九九四年一月二〇日付朝刊。
 (56) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、八二―八三頁。
 (57) 『アエラ』一九九四年一月三日号。
 (58) 『アエラ』一九九四年二月七日号。
 (59) 日本経済新聞社編、前掲『銀行不倒神話の崩壊』、二二―二三頁。
 (60) 『日経金融新聞』一九九三年八月二〇日付。
 (61) 『アエラ』一九九四年一月三日号。
 (62) 『アエラ』一九九四年一月三日号。
 (63) 『朝日新聞』一九九三年二月二九日付朝刊。
 (64) 『日経金融新聞』一九九四年二月九日付。
 (65) 『朝日新聞』一九九四年四月二一日付朝刊。
 (66) 『日本経済新聞』一九九四年五月二七日付朝刊（地経面、東北B）。
 (67) 『日本経済新聞』一九九四年六月三日付朝刊。
 (68) 『日本経済新聞』一九九四年六月一九日付朝刊。

- (69) 『日本経済新聞』一九九四年六月二三日付朝刊。
- (70) 日本経済新聞社編『銀行淘汰——三菱・東京合併の衝撃』日本経済新聞社、一九九五年、一一三頁。
- (71) 日本経済新聞社編、前掲『金融迷走の10年』、一〇九頁。
- (72) 日本経済新聞社編、前掲『銀行淘汰』、一二三―一四四頁。
- (73) 日本経済新聞社編、前掲『銀行淘汰』、一二四頁。
- (74) 日本経済新聞社編、前掲『銀行淘汰』、一二四―一二五頁。
- (75) 山脇岳志、前掲『日本銀行の真実』、一四二―一四三頁。
- (76) 山脇岳志、前掲『日本銀行の真実』、一四二頁。
- (77) 西野智彦、前掲『検証 経済暗雲』、一一八―一二二頁。
- (78) この事情については小説ながらも、高杉良『金融腐蝕列島』角川書店、一九九七年、二二―二八頁、が参考になる。
「クローズ・アップ 『バブルの始末書』の仕掛け人 西村吉正(大蔵省財政金融研究所長)」「選撰」一九九三年五月号、七五頁、も参照。
- (79) 佐藤章『ドキュメント金融破綻』岩波書店、一九九八年、二四三―二四四頁。
- (80) 新聞報道から間もなく、増淵稔日本銀行信用機構局長は三重野総裁に、「二信組を抜本的に処理するしかありません」と報告している。一〇月五日には西村銀行局長も武村正義蔵相に、「二信組の処理方針を報告している。日本経済新聞社編、前掲『銀行淘汰』、一一四―一一八頁。
- (81) 『日本経済新聞』一九九四年二月一日付朝刊。
- (82) 『日経金融新聞』一九九五年二月一七日付。なお、この講演原稿の作成過程については、西野智彦、前掲『検証 経済暗雲』、一四〇―一四二頁、を参照のこと。
- (83) 日本経済新聞社編、前掲『銀行淘汰』、一二二―一二三頁。
- (84) なおフィンランドでは、中央銀行が子会社を通じて民間銀行を買収したケースがある。しかし、本来の中央銀行の任務から外れた業務であることを認め、すぐに政府が肩代わりしたという。山脇岳志、前掲『日本銀行の真実』、一四三頁。
- (85) 日本経済新聞社編、前掲『銀行淘汰』、一二〇頁。

- (86) 佐藤章、前掲『ドキュメント金融破綻』、二四四頁。
- (87) 『日本経済新聞』一九九五年二月一九日付朝刊。
- (88) 山脇岳志、前掲『日本銀行の真実』、一四三頁。
- (89) 山脇岳志、前掲『日本銀行の真実』、一四三頁。
- (90) 日本経済新聞社編、前掲『金融迷走の10年』、一〇七頁、西野智彦、前掲『検証 経済暗雲』、一五九頁、一九二頁、注一。『日本経済新聞』一九九四年二月一〇日付朝刊の社説の表題は、「やむを得ぬ日銀出資の『救済銀行』」であり、『毎日新聞』一九九四年二月一〇日付朝刊の社説も、「結果的には、日銀の出資により、関係金融機関の応分の協力を引き出し、解決が図られたことは、評価すべきだろう」としている。『読売新聞』一九九四年二月一一日付朝刊の社説も、「しかし、率直に言って、こうした日本的で微温的な解決方法が繰り返されることにはやはり違和感が残る」と留保をつけてはいるものの、今回の措置については、「やむを得ない緊急避難措置と理解したい」と論じている。最初から反論を唱えていたのは『朝日新聞』で、一九九四年二月一〇日付朝刊の社説の表題は、「日銀出資には疑問がある」というものであった。
- (91) 日本経済新聞社編、前掲『銀行淘汰』、一一一頁。
- (92) 日本経済新聞社編『誰が銀行をつぶしたか——ドキュメント関西金融の破綻』日本経済新聞社、一九九六年、一一二頁。
- (93) 日本経済新聞社編、前掲『銀行淘汰』、一一六頁。
- (94) 日本経済新聞社編、前掲『金融迷走の10年』、一〇七頁。
- (95) 伊藤博敏『日本無責任時代 PART5 東京共同銀行の虚構——大蔵省の間——』花伝社、一九九五年、二六—二八頁、日本経済新聞社編、前掲『銀行淘汰』、一一二頁。
- (96) 『日本経済新聞』一九九四年二月一五日付朝刊。
- (97) 『日本経済新聞』一九九四年二月一三日付夕刊。
- (98) 『日本経済新聞』一九九五年一月一八日付朝刊。
- (99) 『日本経済新聞』一九九五年二月四日付朝刊。

- (100) 『日本経済新聞』一九九五年二月八日付朝刊。
- (101) 小邦宏治『不良債権処理の政治経済学』平原社、一九九五年、六〇—六一頁。
- (102) 『日本経済新聞』一九九五年二月三日付朝刊。
- (103) 『日本経済新聞』一九九五年二月二日付朝刊。
- (104) 山口は、二信組から親族が経営する企業に対して行われた約二七億円の不正融資の実行を主導したとして、二月六日に背任の共犯容疑で逮捕されることになる。『朝日新聞』一九九五年二月七日付朝刊を参照のこと。イ社のマンションを無償提供されていた中西は、長男が大塚取締法違反容疑で逮捕されたのを機に議員辞職した。『朝日新聞』一九九五年五月一日付夕刊を参照のこと。
- (105) 『日本経済新聞』一九九五年二月二七日付夕刊。
- (106) それ以外にも、特殊法人改革論議で自民党と意見が対立したことや、さきがけが三重県知事選挙で新進党の北川正恭の推薦を決めたことなどもあり、自民党の武村に対する反感は高まっていた。『日本経済新聞』一九九五年三月五日付朝刊。
- (107) 真淵勝『大蔵省はなぜ追いつめられたのか——政官関係の変貌』中央公論社、一九九七年、三三—三四頁。
- (108) 日本経済新聞社編、前掲『金融迷走の10年』、一〇八—一四頁。
- (109) ある野党の幹部は、「スキャンダルまみれの大蔵省が考えた処理案を認めるわけにはいかない」と語ったという。日本経済新聞社編、前掲『金融迷走の10年』、一一五—一六頁。
- (110) 相沢幸悦『日銀法二十五条発動——平成金融恐慌から学ぶもの』中央公論社、一九九五年、二〇—二〇三頁。
- (111) 小邦宏治、前掲『不良債権処理の政治経済学』、六八—七一頁。
- (112) 後藤新一『銀行崩壊』東洋経済新報社、一九九五年、二二—二二六頁。
- (113) 日本経済新聞社編『金融 破局か再生か——迫られる危機克服への決断』日本経済新聞社、一九九七年、一四六—一四七頁。
- (114) 小邦宏治、前掲『不良債権処理の政治経済学』、七三—七五頁。
- (115) 小邦宏治、前掲『不良債権処理の政治経済学』、七五頁。

- (116) 日本経済新聞社編、前掲『金融 破局か再生か』、一四七頁。
- (117) 西村吉正『金融行政の敗因』文藝春秋、一九九九年、一二五—一二六頁。
- (118) 日本経済新聞社編、前掲『金融 破局か再生か』、一四七頁。
- (119) 相沢幸悦、前掲『日銀法二十五条発動』、二二〇—二二一頁。
- (120) 西村吉正、前掲『金融行政の敗因』、一二四頁。
- (121) 日本経済新聞社編、前掲『誰が銀行をつぶしたか』、一五一—一八頁。
- (122) 日本経済新聞社編、前掲『誰が銀行をつぶしたか』、一五一—一九頁。
- (123) 西村吉正、前掲『金融行政の敗因』、二二六—二二八頁。
- (124) 花原國吉『金融行政の崩壊』同時代社、二〇〇〇年、二二二頁。
- (125) 日本経済新聞社編、前掲『金融迷走の10年』、一一九頁。
- (126) 日本経済新聞社編、前掲『誰が銀行をつぶしたか』、一一一—一二三頁。
- (127) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、一五四—一五五頁。
- (128) 前田裕之『激震 関西金融——危機は封じ込められたのか』日本経済新聞社、二〇〇一年、一二二頁。
- (129) 『日本経済新聞』一九九五年一月三日付朝刊。